

令和 7 年 9 月 30 日

東伊豆町議会議長 栗原 京子 様

文教厚生常任委員会
委員長 西塚 孝男

文教厚生常任委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第 77 条の規定により報告します。

別 紙

1 調査事件

水道事業の現状と課題について

2 調査の経過

(1) 会議回数、月日、場所、出席委員等

ア. 第1回 6月26日(木) 役場4階 第一委員会室

出席委員

5番 笠井 政明 7番 栗原 京子

8番 西塚 孝男 11番 村木 僥

14番 山田 直志

説明のために出席した者の職氏名

水道課長 中田 光昭

水道課課長補佐兼業務係長 土屋 秀明

水道課管理係長 梅原 孝文

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 村木 善幸

議会事務局書記 相馬 獨

イ. 第2回 9月2日(火) 役場4階 第一委員会室

出席委員

3番 楠山 節雄 5番 笠井 政明

7番 栗原 京子 8番 西塚 孝男

11番 村木 僥 14番 山田 直志

説明のために出席した者の職氏名

水道課長 中田 光昭

水道課課長補佐兼業務係長 土屋 秀明

水道課浄水場係長 鈴木 健司

水道課管理係長 梅原 孝文

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 村木 善幸

議会事務局書記 相馬 獨

ウ. 第3回 9月10日（水）役場4階 第一委員会室

出席委員

3番 楠山 節雄 5番 笠井 政明

7番 栗原 京子 8番 西塙 孝男

11番 村木 僕 14番 山田 直志

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 村木 善幸

議会事務局書記 相馬 燐

3 調査に至る経緯

昨年1月1日に起きた令和6年能登半島地震の被害を知るにつれ、水道施設の被害が大きく、復旧活動に後れをきたす実態が明らかになった。

地域が山で分断される地形、高齢化などが進んでいる中山間地域であることなど、能登半島と伊豆半島が類似していることから、町の水道事業の状況を把握する必要があると考え、水道事業の所管事務調査を行った。

4 総論

水道事業特別会計では、平成27年から水道料金の改定を行い水道の安定供給を図ってきた。また、平成30年度には今後の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくために、適切な施設の維持管理や経営基盤の強化に取り組むことを目標として「東伊豆町水道事業ビジョン」を策定した。しかし、この間、収入の伸び悩み、支出の増加等により財務状況は悪化した。これに伴い管路の更新が停滞し、老朽化が進み水道事業は脆弱な状況となっている。

5 水道事業の経営状況について

前回の料金改定が行われた平成27年度から令和5年度を比較・検討する。

① 人口と入湯客数

水道事業が成り立つ基礎的要因である人口と入湯客数は、人口は13,144人から11,352人へと△1,792人（△13.6%）。入湯客数は824,293人から637,642人へと△186,651人（△22.6%）と人口・入湯客数ともに大きく減少しており、配水量・収入に大きな影響を与えている。

② 事業量

年間総有収量 2,630,000 m³から 2,354,820 m³へと△275,180 m³ (△11.5%) となっている。

一日の最大配水量と最大稼働率を見ても、14,461 m³ 56.5%から 11,706 m³ 45.7%へ減少しており、現状では施設は過大な状況となっている。

③ 純利益

平成 27 年度以降は、純利益が 3,000 万円を越える状況となったが、令和元年には純利益 1,300 万円まで落ち込み、令和 4 年度には△473 万円余の赤字を出すなど、人口と観光客数の減と近年の物価高・電気料金の高騰から料金改定の効果はわずかなものとなった。

④ 管路の経年化率

平成 27 年度経年化率 31.88%が、令和 5 年度 41.9%と悪化した。これは、投資的経費の建設改良費を確保することが出来なかったことが原因である。

毎年の管路更新率は、平成 27 年度 0.27%であり、最高でも 0.48%、令和 5 年度は 0 %であった。

水道管の耐用年数を 50 年と見ても毎年 2 %の管路の更新が必要になる。このままの状況が続ければ管路の経年化（老朽化）が一層深刻な事態を迎えることが懸念される。管路の耐震化率は、9.5%である。

⑤ 指定工事事業者の確保・育成

能登半島地震や繰り返し起きている災害を見てもライフラインの確保は重要であり、ライフラインの復旧には水道工事事業者の大きな働きが必要である。

指定工事事業者は、平成 27 年 16 事業者から令和 5 年 12 事業者と減少している。今後、指定工事事業者の確保と育成が求められる。

⑥ 水道事業変更申請（稻取系井戸接続）の進捗について

令和 5 年 11 月県水資源課と申請書作成の事前確認を行い、令和 6 年 4 月 8 日に東伊豆町水道事業変更許認可申請書を県に提出した。その後、令和 6 年 12 月県より過去に約束してきた簡易水道の統合等について重大な指摘があり認可変更を許可できない旨の連絡があった。

また、令和 7 年 4 月 1 日に再度水道事業変更許認可申請作成業務委託契約を締結。7 月 11 日県水資源課に新たな変更申請書を提出している。

なお、8月8日県より内容修正や確認事項の依頼があり、現在は水道課と受託業者で対応中であると確認した。

6 町への提言

提言1 A Iなどの新技術を活用して効率・効果的な水道管の維持改修を
町ではA Iを導入して漏水対策を進めている。今後は、老朽化や耐久性の劣化した場所など問題箇所をピンポイントに工事対応できるようするなど、A Iを活用して効率・効果的な維持管理に取り組まれるよう提言する。

提言2 国・県からの支援が必要である

現在の状況で浄水場の整備や水道管の耐震化を進めるとなれば水道料金を現在料金の数倍に引き上げても困難である。また、仮に値上げを行ったら、町民、町内産業に大きな負担をもたらし、町民生活、事業経営は困難なものとなる。

水道事業は、公営企業会計制度で運営しているからことから「独立採算」と言われるが、水道は町民生活と産業の基盤であり町民の命の水であることを考えるなら、国・県に支援を求めることが町の努力としても不可欠であることを提言する。

提言3 「資金収支方式」の検討も

町の水道事業は、公営企業法により「損益収支方式」会計方式で運営されている。企業債を借りて運営できる面に有利な点もあったが、一般会計等からの資金繰り入れば厳しく制限されている。水道料金を抑えるためなどの理由から「資金収支方式」を選んでいる市町もある。町においても検討する事を提言する。

日本水道協会の調べでは、181市町村が「資金収支方式」で水道事業を運営している。そのうち人口10万人未満の市町村は151市町村である。

提言4 水道事業の安定的な運営を図るために

水道事業の安定的な運営には、熟練した職員が不可欠である。水道課として必要な資格を有する人材の育成を事業推進の課題の一つに位置付け、取り組まれたい。